

1. 件 名：北海道電力株式会社泊発電所の防災資機材の目的外使用について

2. 日 時：令和5年6月28日 15:00～16:15

3. 場 所：原子力規制庁3階 室内会議卓

4. 出席者（テレビ会議システムによる出席）

原子力規制庁 緊急事案対策室

川崎企画調整官、反町専門職、宮田専門職、酒井専門職

北海道電力株式会社

執行役員 原子力事業統括部 原子力部長 他15名

5. 要 旨

北海道電力株式会社から、6月23日及び6月26日の面談で説明した泊発電所原子力事業者防災業務計画に定める原子力防災資機材のうち、可搬型大容量海水送水ポンプ車等の目的外使用について、以下の理由から給水を必要とする時期に間に合わないと考えることから、取りやめることとしたとの説明があった。（資料1）

- 可搬型ポンプ車などの発電所外での使用にあたっては、現在のプラント状態における予備の資機材であっても「原子力事業者防災業務計画」の修正が必要であり、北海道庁および地元との修正協議期間（修正の届出を行う60日前までに協議を開始）など対応に相当の期間を要する。

原子力規制庁から、取りやめについては承知した旨伝えた。

また、原子力規制庁から、予備機も維持管理の対象として記載されているという問題については、問題を見つけたらすみやかに対処することが大事であり、近日から始められる予定の事業者防災業務計画の修正の中で、見直しを進めるべきと伝えた。

北海道電力から、承知した旨の回答があった。

6. その他

配布資料：

資料1 七飯発電所 灌漑放流設備の損傷に伴う灌漑用水放水停止への対応について（北海道電力株式会社）